平成２９年（フ）第３４０４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根御免西33番地２
破産者　有限会社相沢建設
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４０５号
東京都江戸川区平井４丁目12―１―605
破産者　及川　省三
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２０号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目４番５号
破産者　丸藤株式会社
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２１号
神奈川県鎌倉市坂ノ下24―11
破産者　大西　省吾
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２４号
東京都葛飾区亀有４丁目１番21　八田ビル301号
破産者　株式会社ライトウェーブ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２５号
東京都葛飾区亀有４丁目１―21―301
破産者　安藤　捷二
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３４号
東京都港区赤坂７丁目３番37号　プラース・カナダ１階
破産者　株式会社ビズモ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３５号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目44―43
破産者　鈴木　高弘
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４４６号
神奈川県横浜市中区長者町５丁目68番地
破産者　株式会社マルロー商会
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５３号
東京都豊島区西池袋４丁目21―17―407
破産者　左　　貴令
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４４号
東京都渋谷区本町６丁目４番５号
破産者　株式会社ｍｉｎｋ’ｓ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４５号
東京都杉並区成田西１丁目９―25
破産者　伊藤　勝徳
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５５号
東京都台東区浅草２―35―５　赤ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草２丁目35番５号
破産者　株式会社エグゼクティブシェフ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５６号
東京都目黒区大橋１丁目７―18―102
破産者　櫻井　勝弘
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６４号
東京都中央区日本橋小網町３―14　茅場町Ｋ―１ビル７Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小網町３番14号
破産者　ＧＦパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６５号
東京都江東区大島１丁目23―22―605
破産者　大岡　富政
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７０号
東京都新宿区大京町２番地　ドミールサイトウ203
破産者　株式会社四谷でんぱスタジオ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７１号
神奈川県川崎市高津区上作延1122―２　1152
破産者　上田　晋平
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６９４号
東京都清瀬市竹丘２―24―１　第６泉荘１号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区浮間３丁目18番１号　エステートピアフカダ１階事務所
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６９５号
東京都清瀬市竹丘２丁目24―１　第６泉荘１号
破産者　木村　一機
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部